

大野市告示第 77 号

大野市乗合会員タクシー利用料金助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

大野市長 石山志保

大野市乗合会員タクシー利用料金助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共交通が不便な地域に住む高齢者や障がい者等が外出する際に利用するタクシー利用料金(以下「利用料金」という。)を助成する大野市乗合会員タクシー利用料金助成事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 事業の対象者は、乗合タクシー又は和泉乗合バスの会員登録を行った者のうち別表に記載する行政区内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請年度の 4 月 1 日において満 75 歳以上の者
- (2) 大野市福祉タクシー利用料金助成事業による乗車券の交付を受けている者
- (3) 大野市バス無料乗車券の交付を受けている者
- (4) 大野市高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業による乗車券の交付を受けている者

(協力機関)

第 3 条 事業の協力機関は、事業の趣旨に賛同する大野市内に本社又は事業所を有するタクシー会社、個人タクシー事業者、介護タクシー事業所及び福祉有償運送事業所(以下「タクシー会社」という。)とする。

(助成額)

第 4 条 利用料金の助成は、大野市乗合会員タクシー乗車券(様式第 1 号)(以下「乗車券」という。)により行うものとし、その額は乗車券 1 枚当たり 500 円

とする。

- 2 1 会計年度における 1 人当たりの乗車券の交付限度枚数は、別表のとおりとする。

(乗車券の交付申請)

第 5 条 乗車券の交付を受けようとする者は、大野市乗合会員タクシー乗車券交付申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(乗車券の交付)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた者に対し、予算の範囲内で乗車券を交付するものとする。

- 2 乗車券は、再交付しない。

- 3 乗車券は、譲渡する等、他人に使用させてはならない。

(乗車券の使用方法等)

第 7 条 乗車券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、タクシー会社の運転手に、利用料金の範囲内分の助成券の提出に加え、利用料金から当該助成額を差し引いた額を支払うものとする。

- 2 乗車券の有効期限は、当該乗車券の交付を受けた日の属する年度の 3 月 31 日とする。

(乗車券の返還)

第 8 条 受給者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大野市乗合会員タクシー乗車券返納届(様式第 3 号)に未使用の乗車券を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 受給者が死亡したとき。

(2) 第 2 条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(利用料金差額の請求)

第 9 条 タクシー会社は、第 7 条の規定に基づき乗車券の使用があった場合において、利用料金と受給者の支払額の差額(以下「利用料金差額」という。)の支払を受けようとするときは、1 月間に利用のあった乗車券について、翌月の 10 日までに大野市乗合会員タクシー利用料金差額請求書(様式第 4 号)により市長に請求しなければならない。

(利用料金差額の支払)

第 10 条 市長は、前条の請求書を受理したときは、当該請求月の末日までにタク

シー会社に利用料金差額を支払うものとする。

(乗車券等の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により乗車券の交付又は利用料金差額の支払を受けた者があるときは、当該乗車券又は利用料金差額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第4条関係）

行政区	乗合区分	交付限度枚数
南六呂師、橋爪、葦道、御領、大月、堂嶋、金山、小黒見、落合、伏石、森本、八町、柿ヶ嶋、松丸、萩ヶ野、石谷、不動堂、花房	森目・阪谷線	20枚
下五条方、野中、七板、下唯野、蕨生、木落	友兼・蕨生線	
阿難祖地頭方、阿難祖領家、佐開、上五条方、今井、平沢、西山、森山、荒子町、木本領家、中村町、中西出、大西出	小山・木本堀兼線	
大矢戸、小矢戸、西大月、東大月、南新在家、大門、尾永見、坂戸、下丁、中丁、上丁	大矢戸・乾側線	10枚
土打、上野、新田、富嶋、森目、新河原、土布子	森目・阪谷線	
御給、友兼、東山、開発、森政地頭、医王寺、森政領家、富塚、新塚原、塚原	友兼・蕨生線	
上舌、上黒谷、下黒谷、下舌、千歳、稲郷、上据、下郷、榎	小山・木本堀兼線	
下大納、上大納、下山、後野、前坂	和泉乗合バス	
太田、中津川、庄林、北大野、西市、矢、花山、犬山	大矢戸・乾側線	4枚
堂本、横枕、下麻生嶋、川上	森目・阪谷線	
北御門、吉、田野、井ノ口	友兼・蕨生線	
西里、上篠座1区、下舌下1区、南春日野、右近次郎、上荒井、深井、飯降、鍬掛、西据、中据、猪島、下据	小山・木本堀兼線	

（表面）

大野市乗合会員タクシー乗車券	
乗合会員番号	第 号
受給者氏名	
有効期限	年 月 日まで
タクシー料金 助成額	500円
発行者 大野市長 印	
乗車日	年 月 日
運転者名	
※この券は、受給者本人以外は使えません。	

（裏面）

注 意 事 項

- 1 この乗車券は、大野市乗合会員タクシー利用料金助成事業実施要綱により助成を受けることができる金券ですから大切に保管してください。再発行はいたしません。
- 2 1回の乗車につき利用できる乗車券は利用料金内であれば、複数枚利用できません。
- 3 タクシー利用の際は、利用料金からこの乗車券による500円の助成額使用枚数分を差し引いた額を支払ってください。
- 4 紛失・盗難などでこの乗車券をなくされた場合は、速やかにご連絡ください。
- 5 この券を利用できるのは、受給者氏名欄に記載した方のみです。
- 6 受給資格を喪失された場合は、大野市に返還してください。

年 月 日

大野市乗合会員タクシー乗車券交付申請書

大野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

大野市乗合会員タクシー利用料金助成事業実施要綱第5条の規定により乗車券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請内容を確認するに当たり、大野市長が他の助成事業の申請状況を確認することに同意します。

記

1 交付対象者

乗合会員番号	
氏 名	
対象区分 (右記のいずれかにチェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 申請年度の4月1日に満75歳以上の者 <input type="checkbox"/> 大野市福祉タクシー利用料金助成事業による乗車券の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 大野市バス無料乗車券の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 大野市高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業による乗車券の交付を受けている者

2 添付書類等

対象区分に該当することがわかる書面や券面の提示又は写しを添付してください。

※次の欄は記入しないでください

市記入欄	年 月 日交付	交付番号
------	---------	------

年 月 日

大野市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

大野市乗合会員タクシー乗車券返納届

下記により大野市乗合会員タクシー乗車券を返納します。

記

1 受給者 乗合会員番号 _____

氏名 _____

2 乗車券返納理由

3 乗車券返納枚数 _____ 枚

様式第4号（第9条関係）

大野市乗合会員タクシー利用料金差額請求書

請求金額 _____ 円

添付した乗車券の枚数 _____ 枚

請求期間 _____ 年 _____ 月分

大野市乗合会員タクシー利用料金助成事業実施要綱第9条の規定により、
受給者から提出のあった乗車券を添えて利用料金差額を請求します。

年 _____ 月 _____ 日

大野市長 _____ 様

請求者 所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

<振込先口座情報>

市に口座登録している場合で、当該口座への振り込みを希望される場合は記入不要です。

金融機関名			
支店名			
預金種別		口座番号	
口座名義人			